

< 第 4 条関係 >

令和 6 年度エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業企画・運営
業務委託に係る審査委員会設置要領

(設置)

第 1 条 令和 6 年度エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業企画・運営業務委託に係る企画提案競技における提案内容の審査、選定等を行うため、令和 6 年度エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業企画・運営業務委託に係る審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 提出された企画提案書について、別に定める審査基準に基づいた内容の審査及び最も優れた企画を提案した者の選定
- (2) その他委員会の目的を達成するための必要な事項

(委員会の決定等)

第 3 条 前条の委員会の業務に係る決定等は、委員長及び委員の合議による。

(組織)

第 4 条 委員会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由により会議の開催ができない場合は、関係書類の持ち回りにより会議の開催に代えることができる。

(委員の責務)

第 6 条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、審査等の過程において知り得た情報を公表してはならない。

(委員会の庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、薬務感染症対策課感染症対策担当において行う。

(雑則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 8 日から施行し、委員会の目的を達したときは、効力を失う。

別表（第4条関係）

委員長	薬務感染症対策課	課長 吉田 祐典
委員	薬務感染症対策課	課長補佐 鶴田 隆志
		感染症対策担当 主幹 日高 真紀
		感染症対策担当 主任技師 今村 康平
		感染症対策担当 技師 川平 陽子
	感染症対策担当 技師 山下 恵奈	
健康増進課	課長補佐（技術） 蛭原 夕起子	

< 第 5 条関係 >

審 査 基 準 表

(令和 6 年度エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業企画・運營業務委託)

審査項目		審査内容	配点	
1	運営体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	5	10
		計画的な業務スケジュールとなっているか。	5	
2	経済性	提案内容に対し、経費の積算は妥当か。また、節減のための工夫がなされているか。	5	10
		提案価格に優位性はあるか (1 - 提案金額/契約上限額) × 配点。 ※小数点以下切り捨て	5	
3	内容 構成力	事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	15	75
		業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画であるか。	15	
		斬新で魅力的なアイデアが盛り込まれているか。	15	
		若年層から中高年層までの幅広い年齢層に対し、効果的な啓発方法が検討されているか。	15	
		個別施策層 (MSM や性風俗産業従事者・利用者、20~50 代男性、20 代女性) に対し、効果的な啓発方法が検討されているか。	15	
4	実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5	5
合 計			100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である 420 点 (満点 700 点×6 割) 以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が 1 者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である 420 点 (満点 700 点×6 割) 以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】 ※ 5 段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

5	4	3	2	1	0
標準より非常に優れた提案	標準よりやや優れた提案	標準的な提案	標準よりもやや劣る提案	標準より劣る提案	評価不能

< 第 1 2 条関係 >

令和 6 年度エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業企画・運営
業務委託企画提案競技による契約結果等について

年 月 日

1	契約案件名	
2	契約者名	
3	得点 (満点)	
4	参加者数	